

家庭・事業者向けエコ・リース促進事業 補助金制度のご案内

〈環境省補助金事業〉

省エネ性能に優れた低炭素機器の
リースでの導入時には、
国の補助金制度がご利用頂けます。

JAESCO

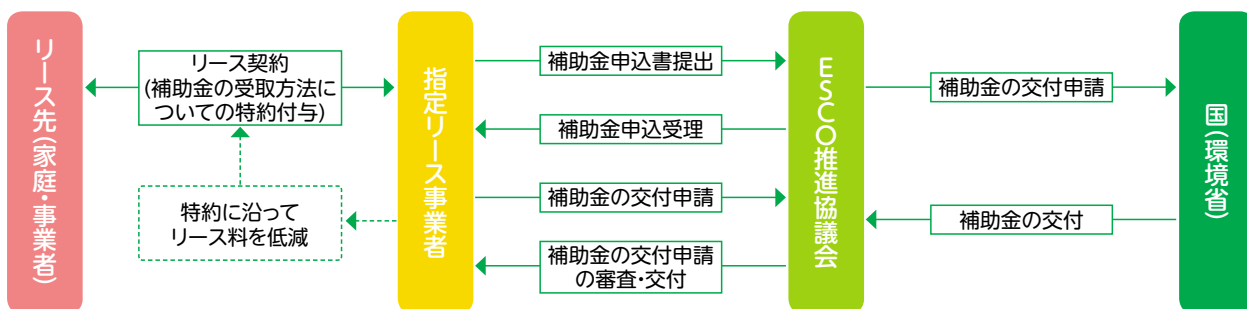
補助金制度の概要

家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の3%を補助する補助金制度がご利用頂けます。



制度の仕組み

- 補助金額は補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料総額の3%。
- 予算額は20億円(平成23年度予算事業)。



- 補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。
そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- 補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減のために充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。
- 本制度では導入機器によるCO₂削減量等のモニタリング報告は必要ありません。

一般社団法人ESCO推進協議会は、環境省から補助金交付事業を行う補助事業者として、公募手続きにより採択された事業者です。



利用要件

補助金の申請には以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象となるリース先

- 対象リース先は家庭(個人)、個人事業主、中小企業、又は中堅企業であること。
※ 中小企業: 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
中堅企業: 資本金の額又は出資の総額が3億円超、10億円未満の会社法上の会社。
- 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。

留意事項

- ① 資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外。
- ② レンタル会社については、レンタル事業の用に供する低炭素機器のリース契約は補助対象外。ただし、レンタル会社が自社の地球温暖化対策のために助成対象機器を導入する場合は補助対象となり得る。
- ③ 個人については、本事業により導入する低炭素機器を事業の用に供する場合は個人事業主として取り扱う。なお、それ以外は家庭(個人)として取り扱う。

対象となるリース契約

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器に係る契約であること。
- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 所有権移転外リース取引であること(法人税法施行令第48条の2第5項第5号の規定による)。
- リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- 日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
- 他に国による機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。
※経済産業省の低炭素リース信用保険制度(以下「リース信用保険」)との併用は可能。
- 1リース契約の補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料の総額が、2億円以内、かつ事業者は300万円以上、家庭(個人)は65万円以上であること。

留意事項

- ①補助金の対象機器の当初導入において必要と認められる据付費用等については、通常リース事業者の判断によりリース契約に含まれる範囲内において補助の対象となる。
ただし、据付費用の金額は対象機器の購入価格を上限とする。
なお、メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助金の対象外。
- ②補助金の対象機器と補助金の対象外機器の両方を含む契約も利用可能。
ただし、補助金の対象機器に係るリース料のみが補助金の対象となる。

対象となる低炭素機器

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器であること。
なお、本制度の対象機器はリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。
- 家庭(個人)の対象機器は、「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」に限定。
- 平成23年度中に借受証が発行される低炭素機器であること。ただし、その後の事情の変更により年度内の借受証の発行が困難になった場合には、個別にESCO推進協議会に連絡のこと。

留意事項

- ①補助金の対象機器の型番情報については以下の一般社団法人低炭素投資促進機構のホームページの検索データベースで公開している。
※補助金申込の際に、指定リース事業者は補助金申込対象機器が環境省の定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要がある。
ESCO推進協議会のHPアドレス▶<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>
低炭素投資促進機構のHPアドレス▶http://www.teitanso.or.jp/target_instrument/info
- ②低炭素投資促進機構の検索データベースにエコ・リース促進事業に係る情報が掲載されておらず、掲載を希望される場合は、ESCO推進協議会まで連絡すること。また、掲載がない場合であっても環境省が定める基準を満たす機器であって、リース信用保険対象機器として登録済みであれば補助金申請が可能のため、ESCO推進協議会まで問い合わせのこと。

※型番情報の検索データベースは、低炭素投資促進機構のホームページ内を経由して閲覧することになっていますが、低炭素投資促進機構は経済産業省によるリース信用保険の指定法人であり、本事業とは一切関係がありません。
くれぐれも本事業のお問い合わせについて低炭素投資促進機構へご連絡することがないようお願いします。





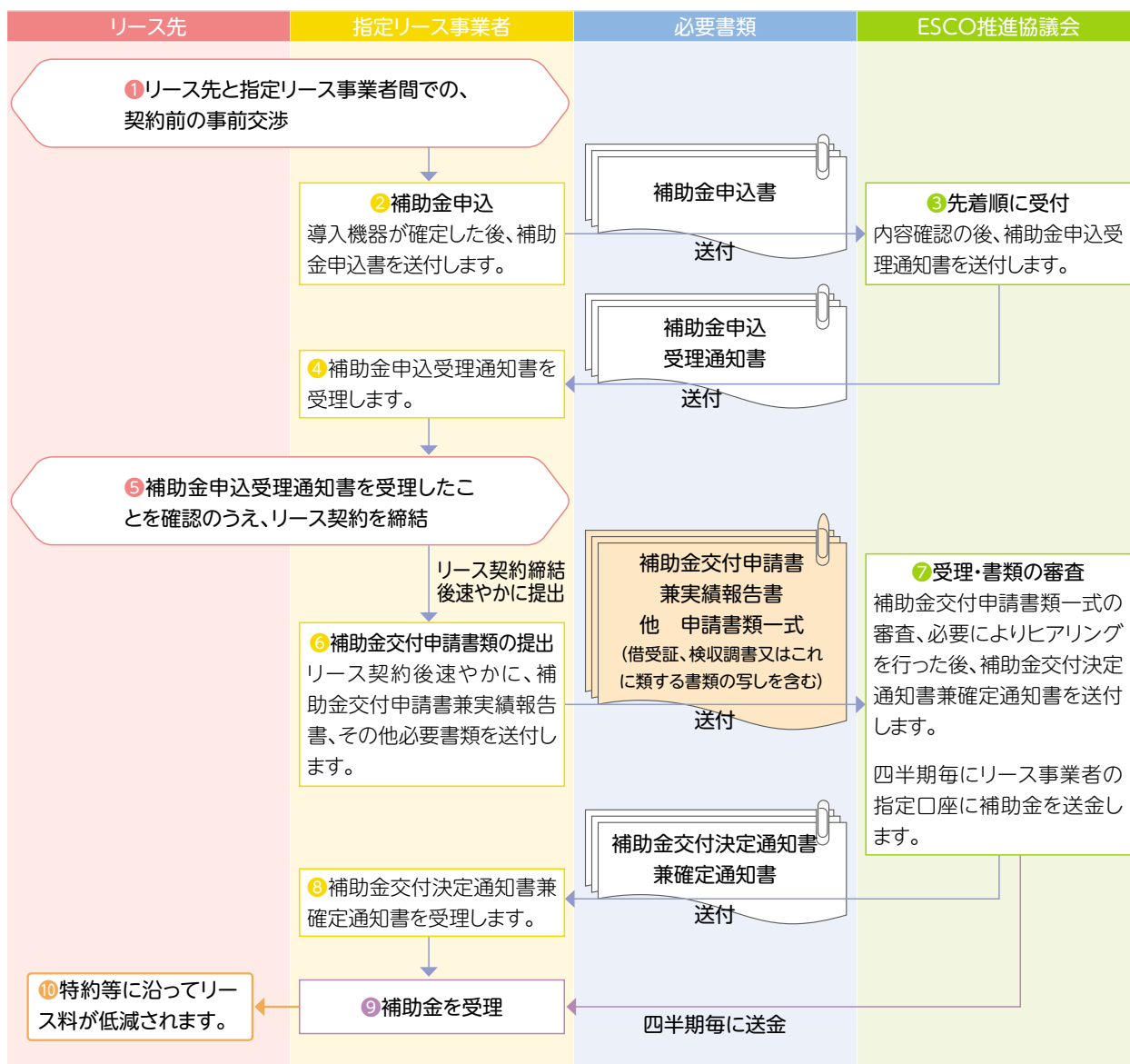
手続きの流れ

- ①リース契約締結から機器設置までに時間を要する場合と②リース契約とはほぼ同時に機器が設置される場合の2通りがあります。

①補助金交付申請時とは別に、「借受証又は検収調書等の写し」を後日提出する場合



②補助金交付申請時に「借受証又は検収調書等の写し」を同時に提出可能な場合



COLUMN



住環境計画研究所
所長 中上英俊

エコ・リース促進事業への期待

東日本大震災は、わが国のエネルギー需給のあり方を根底から問い直させる契機となった。加えて、地球温暖化防止対策の柱とされていた原子力発電への期待も大きく減退した。変わって再生可能エネルギーをとの声を大きくし、何より重要なのは需要のあり方を原点に戻って考え直すことだ。省エネも新エネも大きな経費を伴うことが多い。そこでリースの役割が期待されることになる。私たちは「借りて使う」ことに馴染んでいないのだが、これからの新しいライフスタイルとして「所有する」から「借りて使う」方式へと移行する傾向が芽生えてきたようだ。たとえば、若い世代に見られる車の使い方や、賃貸住宅への関心の高まりなどである。エコロジーも借りて達成する時代が来たようだ。あらためて、「エコ・リース促進事業」に期待したい。



補助金のスケジュール

●受付期間(予定)

補助金申込書類の受付期間	平成23年6月15日～平成24年3月2日
補助金交付申請書類の受付期間	平成23年6月15日～平成24年3月9日
補助金実績報告書類の受付期間	平成23年6月15日～平成24年3月21日

●補助対象機器の借受証が、平成24年3月15日までに原則発行される見込みであることとします。

●なお、指定リース事業者への補助金の交付日程は以下の通りです。

実績報告書の提出日(目安)	補助金額の確定日	補助金交付日
～平成23年7月21日	事業開始日～平成23年7月31日	平成23年8月31日
～平成23年9月20日	平成23年8月1日～9月30日	平成23年10月31日
～平成23年12月16日	平成23年10月1日～12月31日	平成24年1月31日
～平成24年3月21日	平成24年1月1日～3月26日	平成24年3月30日

※予算関連法案の成立状況によっては、補助金交付日に変更があり得ます。



- ①上記の受付期間を過ぎた提出書類については、原則受け付けられないので注意のこと。
- ②上記受付期間内に提出された書類であっても、記載内容等の不備からESCO推進協議会での審査に時間を要する場合については、補助金の交付がなされないことがあり得る。



補助金の交付申請に必要な書類

●補助金の交付申請の際は、指定リース事業者がESCO推進協議会に以下の書類を提出する必要があります。

補助金の申込申請時

●補助金申込書



- ①補助金申込受理通知書の発行日以前に締結されたリース契約は補助対象外。
- ②補助金申込受理通知書は、補助金交付を決定するものではない。
- ③補助金申込書提出後、又は補助金申込受理通知書を受け取った後、申込内容に変更が生じた場合は、補助金申込内容変更申請書をESCO推進協議会に提出する必要がある。



補助金の交付申請時

- 補助金交付申請書兼実績報告書(または、補助金交付申請書及び補助金実績報告書)
- 添付書類(1)【リース契約書の写し】
- 添付書類(2)【特約又は覚書等の写し】
- 添付書類(3)【対象機器の見積書、注文書、売買契約書等、いずれか1の写し】
- 添付書類(4)【借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写し】
- 添付書類(5)【(補助金対象外費用を含むリース契約の場合)補助金対象外費用の金額根拠資料の写し】



補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った後、交付決定を受けた内容を変更する場合(交付決定を受けたリース契約の一部を中止し又は廃止しようとするときを含む)は、補助金交付決定内容変更申請書をESCO推進協議会に提出する必要がある。



補助金受領後の注意事項

- 指定リース事業者は、以下の事由が発生する場合は、速やかにリース契約変更届をESCO推進協議会に提出する必要があります。

- 補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合
- リース契約を合意解約した場合
- リース契約の期限の利益を喪失した場合

補助金交付決定の取消し、返還、罰則等について

指定リース事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びにESCO推進協議会が定める補助金交付規程及び補助金申請の手引きの定めるところに従って下さい。これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- 1) 交付規程第14条の規定による交付決定の取消し及び補助金等の返還・加算金の請求。
- 2) 指定リース事業者の指定取消の公表。

なお、本制度の補助金返還義務はリース契約の全期間において指定リース事業者が負うこととなります。



平成23年度家庭・事業者向けエコ・リース促進事業の指定リース事業者一覧(平成23年5月31日現在)

阿波銀リース株式会社	住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社
いよぎんリース株式会社	スルガ・キャピタル株式会社
いわぎんリース・データ株式会社	大光リース株式会社
NECキャピタルソリューション株式会社	中信総合リース株式会社
NTTファイナンス株式会社	TISリース株式会社
おかしんリース株式会社	東京センチュリーリース株式会社
オリックス株式会社	とうぎん総合リース株式会社
環境エネルギー普及株式会社	東芝ファイナンス株式会社
株式会社関電L&A	東邦リース株式会社
株式会社九州リースサービス	株式会社とちぎんリーシング
株式会社キューデン・エコソル	中日本バンリース株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社	中道リース株式会社
共友リース株式会社	日新リース株式会社
きらやかリース株式会社	ニッセイ・リース株式会社
近畿総合リース株式会社	日通商事株式会社
ぐんぎんリース株式会社	日本電子計算機株式会社
興銀リース株式会社	株式会社日本包装リース
株式会社高志インテック	八十二リース株式会社
コマツビジネスサポート株式会社	浜銀ファイナンス株式会社
山陰総合リース株式会社	日立キャピタル株式会社
JA三井リース株式会社	百十四リース株式会社
滋賀コープサービス株式会社	ぶぎん総合リース株式会社
四銀総合リース株式会社	株式会社福銀リース
株式会社しぐまリース	芙蓉総合リース株式会社
静銀リース株式会社	北越リース株式会社
十六リース株式会社	北銀リース株式会社
首都圏リース株式会社	北国総合リース株式会社
株式会社常陽リース	三重リース株式会社
昭和リース株式会社	三井住友ファイナンス&リース株式会社
しんきん総合リース株式会社	三菱電機クレジット株式会社
しんきんリース株式会社	三菱UFJリース株式会社
株式会社しんきんリース	みなとリース株式会社
神鋼リース株式会社	リコーリース株式会社
鈴与株式会社	

(五十音順)

●補助金制度のお問合せは

一般社団法人 ESCO推進協議会 エコ・リース促進事業部

東京都千代田区紀尾井町3-33 プリンス通ビル3階

TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607

<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

メールでのお問い合わせは上記ホームページ内の問い合わせフォームより行って下さい。

お問合せ時間:月曜日～金曜日(祝日、12/28～1/4を除く)までの10:00～12:00、13:00～17:00

※詳細についてはホームページ内の「補助金申請の手引き」をご参照下さい。



一般社団法人

ESCO 推進協議会

JAESCO Japan Association of Energy Service Companies



2011.05